

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 9 月 24 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）平和堂新長浜店 長浜市北船町字殿町 110 番 他 15 筆
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 周辺の交通環境保持に留意すること。

店舗建設箇所は、長浜駅前に位置しており、通勤通学者をはじめ、観光客等が多数往来するため。また、店舗東側に位置する市道北船南北船北線は、近隣の高校生が通学路として利用することが多く、また、市道が 2 車線道路に拡幅されることで、駅前から湖岸道路への通り抜け等、走行する車両数の増加が見込まれるため。
 - (2) 自転車等の不法駐輪対策に努めること。

立地予定地は、自転車等放置禁止区域に該当しているため。加えて、長浜駅に隣接しており、店舗利用者以外による駐輪が予測されるため。また、完成予想図を見ると、市道北船南北船北線に併設される歩道部分と店舗敷地が縁石等による物理的な境界もなく地続きとなっており、駐輪の状況により、歩行の妨げとなるおそれがあるため。
 - (3) 長浜市中高層等建築物に関する指導要綱の規定（建築主等の責務、景観形成および環境保全）に基づき計画を推進するとともに関係者への周知および調整の状況について、報告書を提出すること。
 - (4) 市道北船南北船北線から駐車場への進入口については、公安委員会との協議に基づき、幅員等適切に施工すること。
 - (5) 計画地内の雨水排水については、道路河川課との事前協議のとおり処理ができるよう、構造物を適切に設置すること。
 - (6) 本件は自動車の駐車部分の面積が 500 m²以上であるため、その駐車場の構造および設備は、他法令の規定の適用がある場合における当該規定のほか、道路交通の円滑化等を目的として制定された駐車場法および同法施行令で定める技術的基準によらなければならないので、当該技術的基準等に適合するよう留意するものとし、必要により公安委員会との協議等を行い関係機関との調整を行うこと。
 - (7) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、悪臭などの公害の発生防止に努め、周辺的生活環境に配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 9 月 24 日から平成 26 年 10 月 24 日まで